

県立学校等における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年5月28日
宮崎県教育委員会

標記について、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

◎ 今後の対応

① 感染急増圏域（赤圏域）の県立学校の対応について

- 遠足や修学旅行、体育大会などの「接触」「密集」が懸念される行事等については、実施しないこと。
- 部活動については、校内のみの活動とし、他校との交流は行わないこと。

② 感染急増圏域（赤圏域）以外の県立学校の対応について

- 遠足や修学旅行、体育大会などの行事等については、地域や学校の感染状況等に十分留意しながら感染防止の取組を徹底した上で、6月1日（火）から実施できる。
- 部活動については、6月1日（火）から感染防止の取組を徹底した上で、県内他校との交流を行うことができる。また、県内外における宿泊を伴う活動は、当分の間、行わないこと。

③ 県有施設の開館について

- 県教育委員会が所管する県有施設については、6月1日（火）から開館する。

1 全ての県立学校における感染防止の徹底について

(1) 健康観察の徹底について

- 児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底すること。
- 感染者の増加している地域や学校では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えるよう周知すること。
- 登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

(2) 校内における感染リスクの回避について

- 感染者の増加している地域や学校では、例えば時差登校や分散登校の導入などの検討も行い、感染症への警戒を強化すること。
- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、各教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行うなどの必要な措置を講じること。また、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習の活用等について積極的に検討し、学びの継続を図ること。
- 校内においてマスクを外す場面（食事の時間や体育の授業等）における、人と人との間隔や会話等に関する指導を行うこと。

(3) 部活動における感染防止対策の強化について

校長は、部活動を実施するにあたり、以下の内容について、部活動顧問等に再度、指導を徹底すること。部顧問等は、感染者の中には無症状の方もいることを十分に認識し、生徒の観察を行うこと。また、生徒への指導に関しては、感染防止対策への自覚を高め、具体的な行動につなげること。

- 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- 県外他校との交流は行わないこと。
- 宿泊を伴う活動（合同練習や合宿等）は行わないこと。
- 感染急増圏域（赤圏域）の学校については、校内のみの活動とし、他校との交流は行わないこと。

2 県有施設の開館について

- 県教育委員会が所管する県有施設については、6月1日（火）から開館する。

